「樹木伐採除草作業（今熊野里０００７号)」仕様書

（担当：川端、山口　Tel075-591-0013）

1　件名

樹木伐採除草作業（今熊野里０００７号）

2　目的及び概要

本市が管理する里道（今熊野里０００７号）の樹木伐採及び除草等を実施するものである。なお、桜、さるすべりなど植樹してある樹木もあるため、緑地樹木剪定士（一般社団法人　日本造園建設業協会）の資格を有する者を配置すること。

3　期間

令和７年１０月１７日まで

4　場所

京都市東山区今熊野宝蔵町　地内

5　範囲

【別紙１】箇所図、【別紙２】現況写真参照

6　見積項目

・樹木伐採（実生木、ひこばえなど)、刈り込み、支障枝剪定、除草作業（処分含む）

7　支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

○　本作業に必要な機材等のすべての費用は、本業務に含む。
○　伐採木は除根不要で地際で切断。
○　作業で生じた刈草、伐採木、ゴミ等は適切に処分すること。
○　散在するゴミ、殻等もすべて回収すること。
○　作業に際しては、近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
○　作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
○　作業時間は原則として平日の午前９時から午後５時の間とする。
○　作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
○　受注者による道路使用手続きは不要。

箇　所　図

東山区今熊野宝蔵町

別紙１

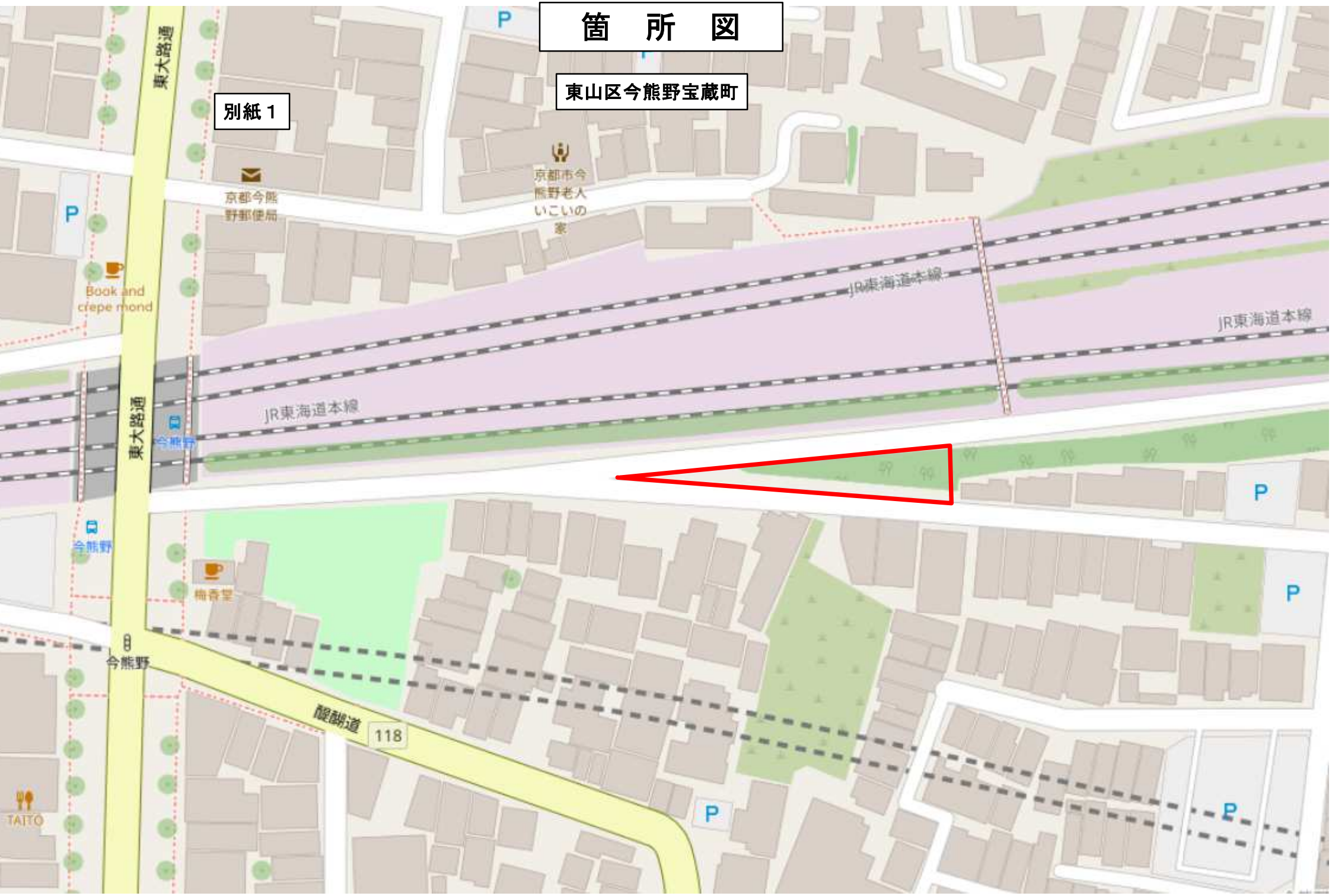

実生木・ひこばえ伐採
北側は高所作業車なしでも作業できる樹木を伐採（除根不要）

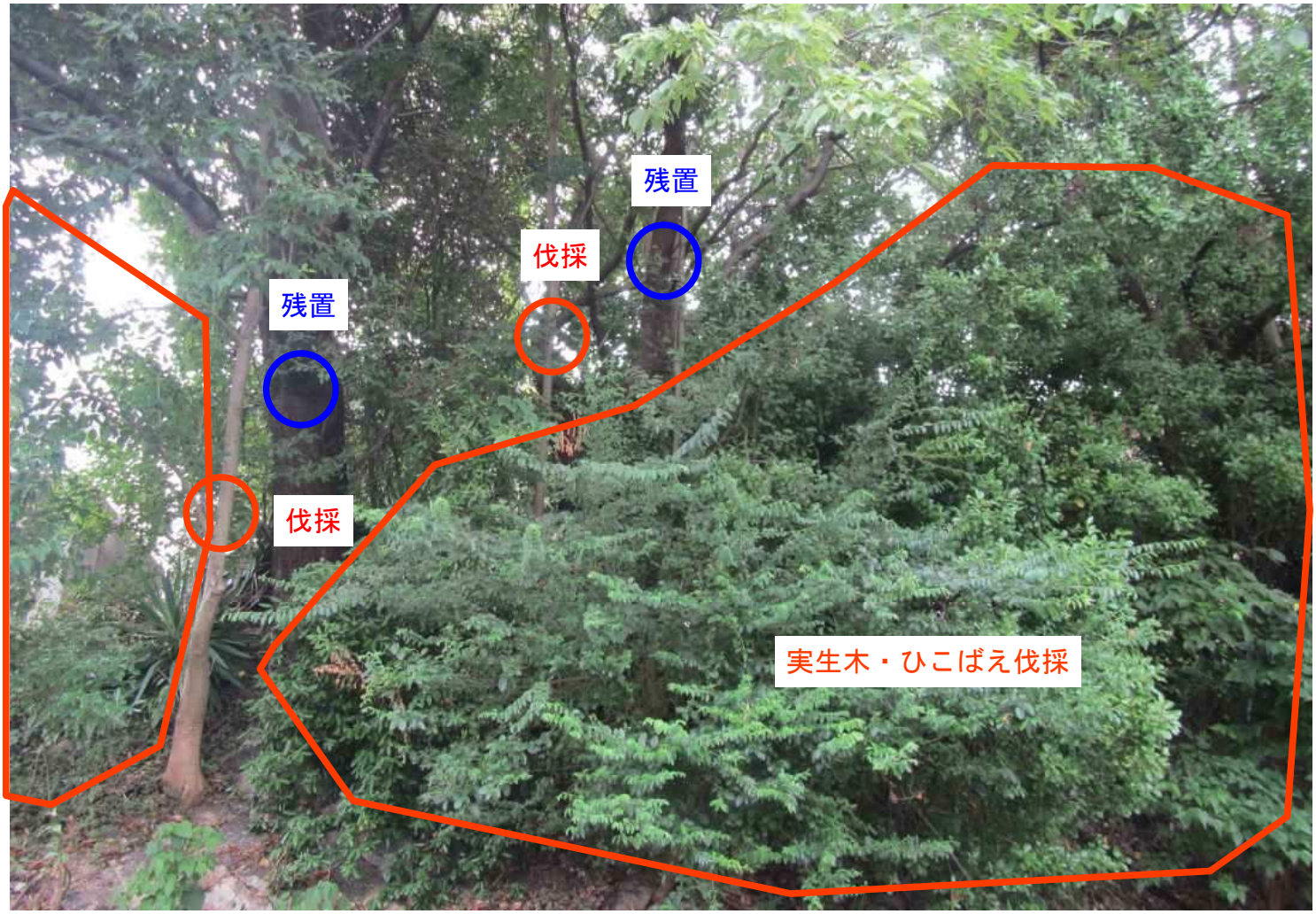
残置
伐採
残置
伐採
実生木・ひこばえ伐採

残置
伐採
実生木・ひこばえ伐採

残置
残置
残置
残置
実生木・ひこばえ伐採

実生木・ひこばえ伐採

除草

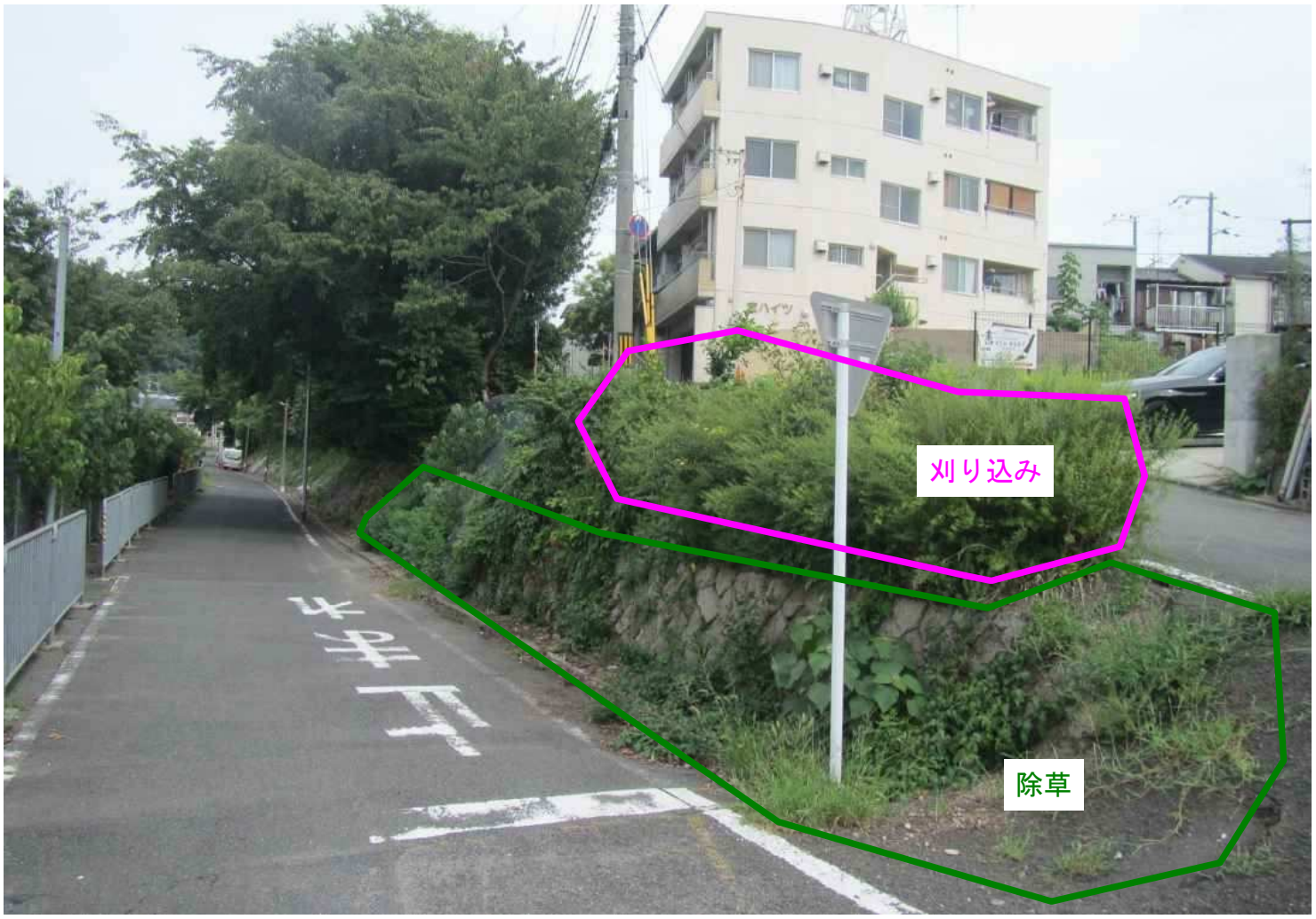
刈り込み
除草

南側からは生け垣の刈り込みおよび高木の電線に架かる枝の剪定

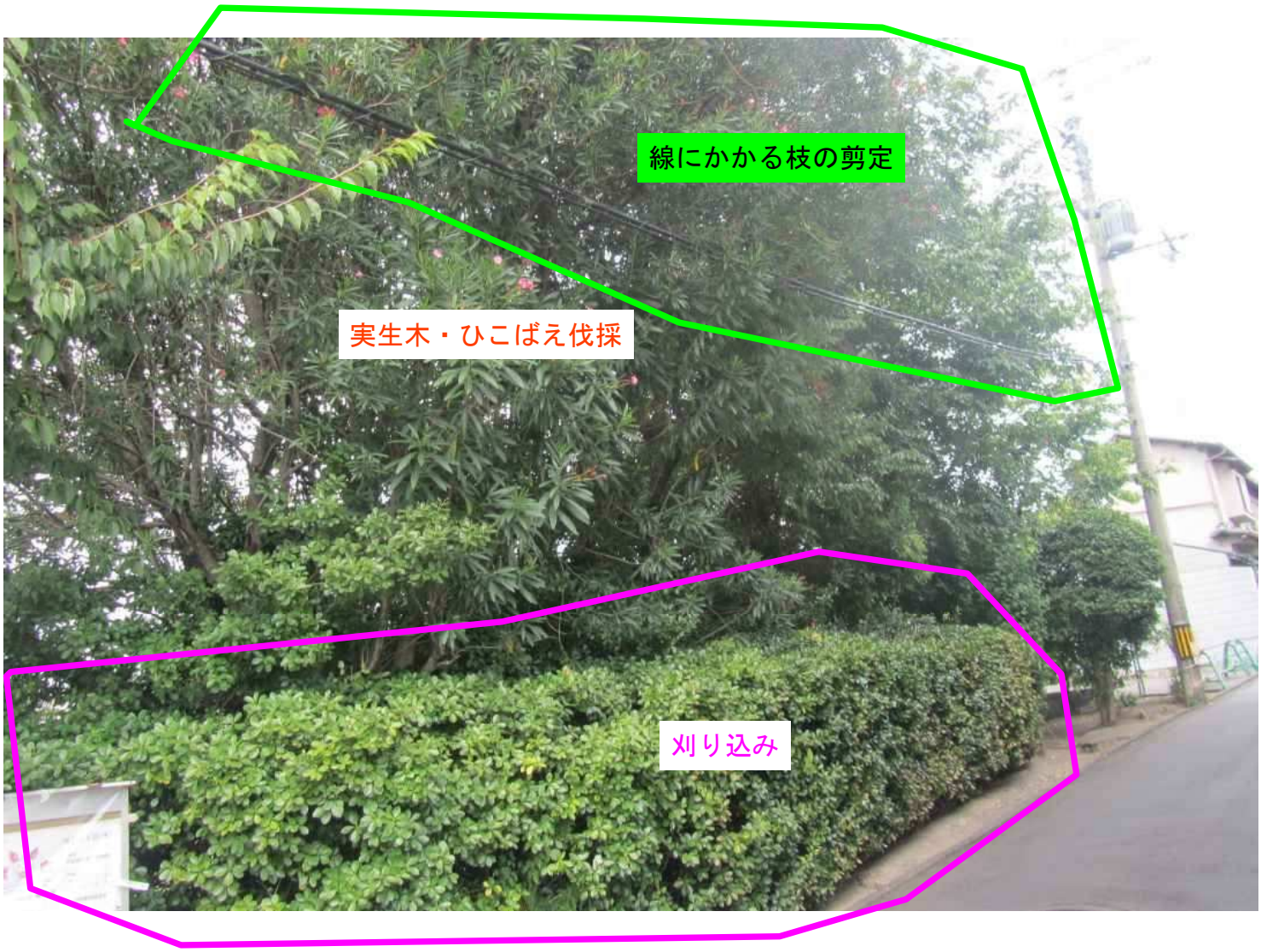

線にかかる枝の剪定
実生木・ひこばえ伐採
明らかに植えてある樹木は
そのままにしておくこと。